

平成20年1月18日

内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）付

国民保護に係る訓練の実施について

平成19年度に国と地方公共団体が共同して実施する国民保護に係る訓練として2月上旬に実施する訓練の主要な訓練項目及び参加機関等が決定しましたのでお知らせします。

2月 5日（火） 鹿児島県 図上訓練（別紙1参照）

2月 6日（水） 熊本県 図上訓練（別紙2参照）

2月 8日（金） 静岡県 実動訓練（別紙3参照）

（参考1）国民保護訓練の目的

国民保護法に基づき、国、地方公共団体、その他関係機関が一体となった訓練を実施し、関係機関の機能確認及び相互の連携強化を図る。

（参考2）平成19年度国民保護訓練実施状況と今後の予定

平成19年 10月23日 山口県（終了）
10月25日 京都府（終了）
11月 2日 島根県（終了）
11月10日 愛媛県（終了）
11月13日 宮城県（終了）
11月21日 千葉県（終了）
11月28日 茨城県（終了）
平成20年 1月18日 長野県（1月11日発表済）
1月25日 和歌山県（1月11日発表済）
1月28日 広島県（1月11日発表済）
2月 5日 鹿児島県（今回発表分）
2月 6日 熊本県（今回発表分）
2月 8日 静岡県（今回発表分）
2月中旬 愛知県
2月下旬 岐阜県
3月中旬 兵庫県

【問い合わせ先】

内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）付 内閣参事官 小宮 大一郎

電話 03-3581-3465

鹿児島県における国民保護訓練（図上訓練）について

1 実施日時

平成20年2月5日（火）10:00～15:00

2 訓練実施場所

- ・鹿児島県庁
- ・総理大臣官邸

3 想定

離島（鹿児島県薩摩川内市下甑島）において、国籍不明のテログループの襲撃により死傷者が発生。その後、テログループは下甑島の山中に逃走、潜伏する事案が発生する。

4 主な訓練項目

- (1) 政府緊急対処事態対策本部及び政府現地対策本部設置・運営訓練
- (2) 鹿児島県、薩摩川内市及びいちき串木野市緊急対処事態対策本部の設置・運営訓練
- (3) 緊急対処事態発生時の鹿児島県、薩摩川内市及びいちき串木野市の初動措置（情報収集・報告・各機関との連携）訓練
- (4) 事態認定以降の鹿児島県、薩摩川内市及びいちき串木野市対策本部における情報収集、状況判断、意思決定及び緊急対処保護措置を行う上で必要な対処訓練

5 参加機関

内閣官房、警察庁、総務省、消防庁、外務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、原子力安全・保安院、国土交通省、海上保安庁、環境省、防衛省、陸上自衛隊、海上自衛隊、航空自衛隊、自衛隊鹿児島地方協力本部、九州農政局、九州地方整備局、九州運輸局、大阪航空局、第十管区海上保安本部、鹿児島県、鹿児島県警察本部、薩摩川内市、薩摩川内市消防局、いちき串木野市、いちき串木野市消防本部、日本赤十字社鹿児島県支部、九州電力株式会社、甑島商船株式会社、コスモライン株式会社、鹿児島商船株式会社、社団法人鹿児島県バス協会、社団法人鹿児島県トラック協会、社団法人鹿児島県医師会、独立行政法人宇宙航空研究開発機構、社団法人隊友会鹿児島県隊友会

熊本県における国民保護訓練（図上訓練）について

1 実施日時

平成20年2月6日（水）13:00～17:00

2 訓練実施場所

・熊本県庁

3 想定

熊本市内の公園及びバスターミナルにおいて爆破事案及び化学剤散布事案が起こり、多数の死傷者が発生。その後、熊本市内の鉄道駅において化学剤の入った爆発物が発見される。

4 主な訓練項目

- (1) 熊本県緊急対処事態対策本部の設置・運営訓練
- (2) 緊急対処事態発生時における熊本県の初動措置（情報収集・報告・伝達、各機関との連携）訓練
- (3) 事態認定以降の熊本県対策本部における情報収集、状況判断、意思決定及び緊急対処保護措置を行う上で必要な対処訓練

5 参加機関

内閣官房、消防庁、陸上自衛隊、熊本県、熊本県警察本部、熊本市、熊本市消防局、日本赤十字社熊本県支部

静岡県における国民保護訓練（実動訓練）について

1 実施日時

平成20年2月8日（金）9：00～12：00

2 訓練実施場所

- ・清水港日の出地区、清水総合運動場体育館（実動訓練）
- ・静岡県庁、静岡市役所

3 想定

清水港日の出地区（清水マリンパーク）において国籍不明テログループによる化学剤散布事案が発生し、多数の死傷者が発生。その後、犯人が清水港に停泊中の貨物船をシージャックし、第二のテロを予告する。

4 主な訓練項目

- (1) 救出、剤の検知、除染等の災害等対処訓練（実動訓練）
- (2) 静岡県及び静岡市緊急対処事態対策本部の設置・運営訓練
- (3) 緊急対処事態発生時の静岡県及び静岡市の初動措置（情報収集・報告・各機関との連携）訓練
- (4) 事態認定以降の静岡県及び静岡市対策本部における情報収集、状況判断、意思決定及び国民保護措置を行う上で必要な対処訓練
- (5) 住民避難訓練（実動訓練）
- (6) 救援、安否情報の収集などの避難所設置、運営訓練（実動訓練）
- (7) 静岡県及び静岡市対策本部から関係機関等への情報伝達訓練

5 参加機関

内閣官房、消防庁、陸上自衛隊、自衛隊静岡地方協力本部、関東管区警察局、名古屋税関、第三管区海上保安本部、静岡県、静岡市、静岡県清水港管理局、静岡県警察本部、静岡市消防防災局、焼津市消防防災局、藤枝市消防本部、静岡市清水消防団、日本赤十字社静岡県支部、静岡済生会総合病院、清水地区自主防災会、静岡県内全市町（※情報伝達訓練に参加）、関係指定公共機関（※情報伝達訓練に参加）、関係指定地方公共機関（※情報伝達訓練に参加）